

改正案	現行
<p>（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）</p> <p>第四十九条の六の三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。</p> <p>一 空中線電力は、<u>一〇〇ミリワット</u>以下であること。</p> <p>二 送信空中線の絶対利得は、<u>〇デシベル</u>以下であること。ただし、<u>等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。</u></p> <p>三〜六（略）</p> <p>5 <u>第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p>第四十九条の六の四（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）</p> <p>第四十九条の六の三（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4（同上）</p> <p>一 空中線電力は、<u>二〇ミリワット</u>以下であること。</p> <p>二 送信空中線の絶対利得は、<u>二デシベル</u>以下であること。</p> <p>三〜六（同上）</p> <p>第四十九条の六の四（同上）</p> <p>2・3（同上）</p>

4 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

- 一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三〜六 (略)

5 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。

（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の五 (略)

2・3 (略)

4 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

- 一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

4 (同上)

- 一 空中線電力は、二〇ミリワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。

三〜六 (同上)

（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の五 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

- 一 空中線電力は、二〇ミリワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。

三〇六 (略)

5| 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

6| (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 (略)

2・3 (略)

4| 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有す

三〇六 (同上)

5| (同上)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 (同上)

2・3 (同上)

ること。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

5 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十八（略）

2、4（略）

5 第一項及び第二項の基地局の無線設備（送信バースト長が五〇〇ミリ秒のものに限る。）であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号ハ並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。

三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十八（同上）

2、4（同上）

線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

6 第一項及び第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項及び第二項（第三号に限る。）に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

7 (略)

(時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 (略)

2、4 (略)

5 第一項及び第二項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号ハ並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

5 (同上)

(時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 (同上)

2、4 (同上)

五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

6 第一項及び第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項及び第二項（第三号に限る。）に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

7 (略)

5 (同上)